

令和5年12月15日

物品購入の入札公告

株式会社明 昭 における物品購入の一般競争入札について

次のとおり公告します。

株式会社 明 昭
代表取締役 藤田 千代士

1. 競争に付する事項

- (1)件名及び数量 簡易陰圧装置 10台
- (2)納入場所 介護付有料老人ホームあおい明生苑
- (3)納入期限 令和6年3月31日（日）

2. 購入物品仕様

別紙 仕様書のとおり

3. 入札及び契約状況を示す場所

(1)入札書の提出場所、仕様書の交付場所及び問い合わせは以下の通りとする。

株式会社 明 昭

東京都足立区保木間3丁目4番10号 カミヤビル4階

担当 管理部 久保田・河野 (電話03-5851-3581)

(2)入札仕様書の交付方法

(1)の交付場所にて交付する

(3)入札仕様書の配布期限

令和5年12月21日(木)

(4)入札書の受領期限

令和5年12月22日（金） 午前9時まで

提出場所： 東京都足立区保木間3丁目4番10号 カミヤビル4階

提出方法：持参または郵送

(5)開札の日時

令和5年12月22日（金） 午前11時 予定

令和5年12月15日付け入札公示

入札説明書

簡易陰圧装置（10式）の購入

株式会社明 昭

令和5年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金にて

入札説明書

令和5年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金による一般競争契約に係る令和5年12月15日付入札公告に基づく入札等については、関係規程等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当等

契約担当 株式会社明昭 管理部 久保田・河野

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 簡易陰圧ブース 10式の購入
- (2) 規格等 別紙仕様詳細のとおり
- (3) 納入場所 ①介護付有料老人ホームあおい明生苑 10式

- (4) 納期 令和6年3月31日まで

3 入札方法

- (1) 入札金額は、総価を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札参加者等は、当該調達に要する一切の諸経費を含んだ総額を見積もるものとする。

4 競争参加資格

- (1) 東京都が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。

- (2) 令和5年12月15日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
- (3) 株式会社明 昭の契約担当が定める以下の資格を有する者であること。
 - ① 提案機器について仕様詳細において要求している機能要件等を満たしていること。

5. 担当部課 〒 121-0064 東京都足立区保木間3-4-10 カミヤビル4階
株式会社 明 昭 管理部 契約担当 久保田・河野
【電話番号】 03-5851-3581
【メールアドレス】 t-kubota@fukushi-e.com or kohno@fukushi-e.com

6. 入札説明会 執り行わない。

7 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 受領期間 令和5年12月15日から 令和5年12月19日まで。持参する場合は、上記期間の土日祝日を除く毎日、午前10時から正午まで 及び午後1時から午後4時まで
 - ② 提出場所 上記5に同じ
- (2) 上記（1）の質問に対する回答書は、上記5の担当部課からファックス又は電子メールにより入札説明書受領者全員に回答する。
 - ① 回答予定日時 令和5年12月20日を予定
- (2) 入札後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

8 入札書及びその他必要書類の提出

(1) 入札書の様式

入札書は、様式1により作成し、封筒に入れ封印すること。なお、封筒の表に入札公告日、入札件名、開札日時及び入札者の氏名を記載し、捺印して提出しなければならない。

なお、提出された添付書類等は株式会社明 昭において審査するものとし、内容に間違いがなく、採用し得ると契約担当役が判断した添付書類等を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

9 入札に関する留意事項

- (1) 入札執行回数 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (2) 再度入札 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (3) 同価入札 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 入札の無効 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、又は添付書類に虚偽の記載をした者のした入札及び添付書類等における不明の点について説明を求めたにもかかわらずこれに応じなかった者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 入札保証金及び契約保証金は免除する。

10 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和5年12月22日 午前11時
- (2) 場 所 東京都足立区保木間3-4-10カミヤビル4階
株式会社 明 昭 管理部内

11 落札者の決定方法

令和5年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金に沿った株式会社明 昭の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1 2 契約書作成の要否等 要

- (1) 落札業者契約書案により、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約に係る業務を処理するに当たり個人情報を取り扱うものについては、「保有個人情報取扱注意事項」を併せて締結する。
契約書を作成する場合においては、契約担当課が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

1 3 支払条件

納入期限までに納入を完了し、有した従業員等の検査を受け当該検査に合格した後、支払うものとする。

1 4 その他

- (1) 本調達の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者等は、本入札説明書を熟読し、その内容を遵守すること。

II 入札書に添付する書類

件 名：簡易陰圧ブース 10 式の購入

提出期日：令和 5 年 12 月 22 日

- 1 入札書※封入されていること。

入札書

件名 簡易陰圧装置の買い入れ

		千	百	十	万	千	百	十	円		
--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

上記金額をもって、納入するため物品買い入れを
一般競争入札いたします。

年 月 日

株式会社明 昭

代表取締役 藤田 千代士

住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者氏名)

(注)金額は算用数字で表示し、あたまを¥で止めること。

仕様書

	項目	内容
1	件名	簡易陰圧装置購入
2	履行内容	法人が指定する仕様を満たした製品を搬入・設置する。
3	納入期限	契約締結日から令和6年3月31日まで
4	納品台数	10セット ※機器詳細は6「機器仕様」のとおり
5	納品場所	株式会社 明 昭 ① 介護付有料老人ホームあおい明生苑 10 式
6	機器仕様	機器： 簡易陰圧ブース 上記製品を4の納品台数に記した数を用意すること。 製品については別紙「仕様詳細」を満たしていること。
7	支払方法	点検合格後、請求に基づき口座振替にて支払う。
8	設置および撤去にかかる注意事項	(1) 搬入、設置にかかる費用は入札額に含めること。 (2) 機器の設置及び設定後、梱包材等の現場にて発生した不要材は処分すること。 (3) 機器搬入・撤去時に建物等が破損した場合、一切を選定業者負担で復旧すること。 (4) 機器が正常に使用できるように初期設定は選定業者が行うこと。また、職員から機器の設定、操作方法等に関して要望があれば必要に応じ指導、助言を行うこと。
9	その他	(1) 本契約は「高齢者施設などの感染症対策設備整備推進事業」の補助金を前提に行うものである。 落札業者の不備により補助金が出ない場合は、契約を無効とする。 (2) 契約については、「高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」の補助金事業対象毎に契約書を作成する。 (3) その他契約に関する事項は「請負契約に関する特記事項」を遵守すること。 (4) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、担当者と協議の上で決定する。

仕様詳細

	項目	内容
1	陰圧ブース 必要事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 陰圧ブース内外の差圧が2.5Pa 以上であること(2) 陰圧ブース内の1 時間当たりの換気回数が12 回以上であること(3) 陰圧ブース内の空気はHEPA フィルタを通して排気すること(4) ビニールの厚みが0.3 mm以上であること(5) ビニールは防炎加工がしてあること(6) ビニールは静電加工がしてあること(7) ビニール、フレームは一度解体しても再度使用できること(8) ダクトを介して排気すること
2	陰圧装置 必要事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 本体質量は15kg以下であること(2) キャスター付きで移動させることができること。(3) 脱臭フィルタを内蔵していること。(4) HEPAフィルタを内蔵していること。(5) 処理風量が7.0m³/min以上あること。(6) ニオイセンサを内蔵し、風量を自動で切り替えができること。(7) 切タイマ機能を有し、運転の自動OFFが設定できること。(8) 異常状態を検知し、診断する機能を有すること。(9) リモコンで運転のON、OFF、風量の切り替えができること。(10) 操作をロックする機能を有すること。
3	注意事項	上記必要事項を満たさない物については、契約を無効とする。

請負契約に関する特記事項

株式会社明 昭 を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。

また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。

また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複製し、または複製してはならない。

甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を、書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(1) 前項（1）又は（2）の確約に反する申告をしたことが判明した場合

(2) 前項（3）の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項（4）の確約に反する行為をした場合

(契約解除)

11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3 か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。